

## 議案第47号

志木市の公の施設の利用に関する協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、志木市の公の施設を富士見市の住民の利用に供するため、次のとおり協議することについて議決を求める。

1 公の施設の名称

志木市公共下水道

2 公の施設の所在

志木市上宗岡3丁目

3 利用の区域

富士見市大字下南畑、大字南畑新田及び大字水子に位置する新河岸第16-1-

1 処理分区

4 経費の負担

利用の区域の面積及び人口に応じて双方が負担する。

5 利用の方法

富士見市公共下水道の汚水を志木市公共下水道に流入させる。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

志木市の公共下水道を富士見市の住民の利用に供することについて協議したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により、この案を提出します。